

改定計画の方向性、スケジュール

計画改定の方向性

1. 当初策定から概ね10年となるため、次期計画へ移行

- ・ 阪神東部及び西部地域総合治水推進計画の策定から概ね10年が経過するため、河川下水道対策、流域対策、減災対策についての**取組実績**や**課題**を踏まえ、次期計画を策定する。

2. 地域総合治水推進計画に記載しているデータ等の時点修正

- ・ 阪神東部及び西部地域総合治水推進計画における「計画地域の概要」、「現状と課題」等の記載内容について、統計データ等の**時点修正**や**表現の適正化**を図る。

3. 社会情勢の変化、法令の改正等による変更

- ・ 気候変動を踏まえた治水対策の必要性を盛り込む
- ・ 国の流域治水の取組み、特定都市河川浸水被害対策法の改正等、**最新の社会情勢を踏まえた更新**を図る。

今後のスケジュール（予定）

平成25年3月
（阪神西部）
平成27年3月
（阪神東部）

令和5年12月4日

令和6年3月予定

令和6年3月以降

